

平成25年第7回永平寺町議会定例会議事日程

(15日目)

平成25年12月17日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第40号 平成25年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第41号 平成25年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第42号 平成25年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 4 議案第43号 平成25年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第44号 平成25年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第45号 平成25年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 7 議案第46号 永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第47号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第48号 永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第49号 永平寺町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第50号 永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第51号 永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第52号 永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第53号 永平寺町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 1 5 議案第 5 4 号 永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 6 議案第 5 5 号 字の区域の変更について
- 第 1 7 議案第 5 6 号 町道の認定について
- 第 1 8 請願第 2 号 要支援者を介護予防給付から外すことに反対の意見書提出についての請願
- 第 1 9 発議第 8 号 議会広報特別委員会定数の変更について
- 第 2 0 こしの国広域事務組合議会議員の選挙について
- 第 2 1 閉会中の継続審査の申出
- 第 2 2 閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

- 第 1 議案第 4 0 号 平成 2 5 年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第 4 1 号 平成 2 5 年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第 4 2 号 平成 2 5 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 4 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第 4 4 号 平成 2 5 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第 4 5 号 平成 2 5 年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 7 議案第 4 6 号 永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 4 7 号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 4 8 号 永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 0 議案第 4 9 号 永平寺町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 1 議案第 5 0 号 永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 2 議案第 5 1 号 永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

て

- 第13 議案第52号 永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第53号 永平寺町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第54号 永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第55号 字の区域の変更について
- 第17 議案第56号 町道の認定について
- 第18 請願第2号 要支援者を介護予防給付から外すことに反対の意見書提出についての請願
- 追加日程第1 発議第9号
介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書について
- 第19 発議第8号 議会広報特別委員会定数の変更について
- 追加日程第2 議会広報特別委員会委員の選任について
- 第20 こしの国広域事務組合議会議員の選挙について
- 第21 閉会中の継続審査の申出
- 第22 閉会中の継続調査の申出

3 出席議員（16名）

- 1番 小畑 傳 君
- 2番 滝波 登喜男 君
- 3番 金元 直 栄 君
- 4番 齋藤 則 男 君
- 5番 長岡 千恵子 君
- 6番 原田 武 紀 君
- 7番 川治 孝 行 君
- 8番 川崎 直 文 君
- 9番 多田 憲 治 君
- 10番 上坂 久 則 君
- 11番 長谷川 治 人 君
- 13番 松川 正 樹 君

- 14番 渡邊善春君
 16番 上田誠君
 17番 酒井要君
 18番 伊藤博夫君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	松本文雄君
副町	長	田中博次君
教育	長	宮崎義幸君
消防	長	竹内貞美君
総務課長	心得	平林竜一君
企画財政課	長	小林良一君
会計課	長	伊藤悦子君
監理課	長	南部顕浩君
税務課	長	川上昇司君
住民生活課	長	野崎俊也君
環境課	長	山口真君
福祉保健課	長	山田幸稔君
子育て支援課	長	藤永裕弘君
農林課	長	河合淳一君
商工観光課	長	酒井圭治君
建設課	長	山下誠君
上水道課	長	山本清美君
下水道課	長	太喜雅美君
永平寺支所	長	酒井暢孝君
上志比支所	長	加藤茂森君
学校教育課	長	山田孝明君
生涯学習課	長	長谷川伸君
町立図書館	長	堀まさ美君

6 会議のために出席した職員

議 会 事 務 局 長	清 水	満 君
書		君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（伊藤博夫君） おはようございます。

各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただきまして、ここに15日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました方には、本町議会の運営等につき関心を持たれておりますことまことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は傍聴心得を熟読されまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第40号 平成25年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第41号 平成25年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第3 議案第42号 平成25年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第4 議案第43号 平成25年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第5 議案第44号 平成25年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第45号 平成25年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（伊藤博夫君） 日程第1、議案第40号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第6、議案第45号、平成25年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの6件を一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第45号までの6件を一括議題とすることに決

定いたしました。

本件は、去る平成25年12月3日、予算決算常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○予算決算常任委員会委員長（滝波登喜男君） それでは、予算決算常任委員会の委員長報告をいたします。

去る平成25年12月12日木曜日、当委員会で審議をいたしました。出席委員は16名全員であります。

議題につきましては、今上程いただきました議案第40号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算から45号、平成25年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてでございます。

審議の内容といたしまして、主な意見について述べさせていただきます。

まず一般会計補正予算についてであります。旧京都電燈古市変電所（レンガ館）は貴重な文化財であるにもかかわらず、長年手をかけてこなかったため、傷みがひどくなった。貴重な文化財には、今後、定期的に点検、保守を行う必要がある。レンガ館は外観保存だけでは魅力が半減してしまう。いろいろ工夫を凝らし、魅力アップに努めるようお願いをしたい。学校施設屋内運動場のつり天井については、以前から脱落する危険性があると指摘をしてきたにもかかわらず、平成22年完成した松岡小学校体育館は、業者の言うがままにつり天井にしてしまった。今後は専門知識を有する職員を採用し、施工主である町が主導となってこれら建設をすべきである。開発センター耐震補強工事に2億1,000万をかけて行うのであれば、その分を新消防庁舎の建設費に加えて全てを新築すべきではなかろうか。

次に、国民健康保険事業特別会計補正予算についてであります。療養給付費の増加については、内容を分析し、対策を講じるように。

介護保険特別会計補正予算については、介護給付増の内容を分析し、原因を明らかにするようという意見が出されました。

採決の結果、6議案とも可決することになりました。

以上で報告を終わります。

○議長（伊藤博夫君） これより、議案第40号から議案第45号までの6件までの

一括自由討議を行います。

自由討議の提案がありますか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 自由討議の提案です。

私は、今回の補正予算中、例えば永平寺駅周辺整備におけるレンガ館の耐震補強工事や改修、また開発センターの耐震化の問題、さらに学校体育館のつり天井の問題等を考えますと、やはり専門的な知識を持った職員が配置されているかどうか。これは委員長報告にもあったとおりでありますけれども、これが大きな課題であることを示していると私は思っているところです。

補正予算中、この3件ですが、論議する中で、これらの問題点を明らかにできたらいいなと私は思っているので、自由討議の提案をするものです。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 私は、もう1点の角度から自由討議の要望をいたします。

委員長報告の中にもありましたように、開発センターの耐震費用2億1,000万をかけて耐震工事をする。これは従来、議会の中でも論議されてきましたが、当旧永平寺庁舎跡の用地の活用、今、新消防庁舎はL字型に建つ形ですが、やはり2億1,000万をかけるのであれば、それを、新築も入れてその用地を有効に活用できるもの、また建設の時期がずれるのを防ぐため、そういう面も考えて、再度、新消防庁舎を建てるというふうなことにならないか、そういうものをぜひ皆さんと一緒に論議したいと思いますので、自由討議の要望をいたします。

○議長（伊藤博夫君） ほかに発言ありませんか。

なければ、理事者側、何か答弁あれば。なければ。

○3番（金元直栄君） こっちの議案を。

○議長（伊藤博夫君） はい。提案を受けて。

○2番（滝波登喜男君） 今から自由討議……。

○議長（伊藤博夫君） 自由討議です。はい。

ほんで、ほかにないですかね。ほかに、もう。なければ自由討議やってもらや結構です。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私の提案は、永平寺周辺整備のレンガ館の耐震補強工事や改修の問題ですが、現実的に見ると貴重な文化財であるということが最近言われています。こういう中でどうしてもこれらを、やっぱり傷みがひどくなる前にどう

していくかという方向を出す意味でも専門的な知識を持った人が必要であったのではないか。

開発センターの耐震化の問題についても、僕は中の耐震のいろんな補強の状況を見ると、中地下というんですかね、ここの壁をつくる問題や1階のいろんな壁を入れる問題等を考えると、やはりこれらで本当にいいのかというのがありますし、さらには学校のつり天井の問題では、これは最近のことでいえば松岡小学校の体育館のいわゆるつり天井、それだけでもかなりの金額がかかっていると思います。あと、これまでずっと続けてきた本町の耐震補強工事の中でも体育館につり天井がされているんですが、これらについても以前から指摘はしてきたつもりでいるんですが、それも専門知識を持った者であれば、どこに今、課題、問題があるかということに気がついて、やっぱりいろんな専門的な知識を有するが上に集められる情報もあると思うんですね。こういうふうな問題についてぜひ議会でもそれらを認識していただくと同時に、行政についてもそれらについて今後どうしていくかということをきちっと述べてほしいというのを私は思っています。

これは討論は別にありますけど、この問題については自由討議でぜひ深めていただきたいと私は思っています。

○議長（伊藤博夫君） ほかにございませんか。

なければ……。

○3番（金元直栄君） え？

○議長（伊藤博夫君） ほかにございませんか。

一応自由討議につきましては、実施要領5の2に基づき、発言は3分以内でお願いしたいと思います。

なければ進みます。

今の討議に対して何か発言はありませんか。

○16番（上田 誠君） 今のですか。

○議長（伊藤博夫君） はい。

○16番（上田 誠君） 私の

○議長（伊藤博夫君） ほかの者にまた それに対して討論があれば教えてくださいということ。

なければ、16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 自由討議させていただきます。

開発センターの耐震工事で、今回2億1,000万ございました。年度当初、

その計画の予算がありましても私も反対したわけですが、やはり開発センターを有効活用するというのは当然わかるわけですが、今回、消防庁舎を新たに建てるというときに、消防庁舎を建てるのに約6億は必要かと思います。それから今2億、合計8億近くがかかってしまう。そういうことを考えますと、新たに旧開発センターを利用しながらL字型の消防庁舎を建てる。耐震をしても、やはりその建物の耐久年数はそれほど、若干は延びると思いますが、新しく建てたL字型の消防庁舎と開発センターの耐久年数は当然変わってくる。そうしたときに、ある一定の時間がたったら、結局今の開発センターが不必要になったときに、L字型の建物が建つことによって、その後ろに建っている開発センターの面積が有効に活用されない。そういう面。それから、さっきの耐久面、そういう面を考えると、やはりそこに新たに大きな、利用度の高い消防庁舎をきちっと建てれば、今後のいろんな形に対応できるんじゃないかというふうに考えるわけです。

そういう面から、私は消防庁舎を、開発センターのところも含めてその用地にしっかりしたものを建てるべきじゃないかというふうに考えて、再度皆さんのご意見、または皆さんのご判断をお願いしたいと思って自由討議にしました。ご意見のある方はぜひお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 消防庁舎の件については、消防特別委員会ということでいろいろ議論してきましたし、開発センターの耐震補強の実施設計が予算化されるというぎりぎりの前段階で、私はそれは手戻りがあるてはならんということ、少し決をとるのには時期尚早ではないかというご批判もありましたけれども、やはり予算が決定される前に消防庁舎をどうするかということを議会の意思として決定しなけりゃならないということでお諮りして。あのときは三択ありまして、開発センターを利用する、それからもう全部壊して新たに建てる、もう一つは開発センターの別のところに新しく建てるという3つの三択で決をとらせていただきました。僅差ではありましたが、開発センターを利用して建てるという案に特別委員会の意思としては決定しました。

だから、議会というのは、それぞれ異なった意見があるとは思いますが、あくまでも民主主義にのっとって多数決で決定したわけですから、そういうきちんとした議会のルールを経て最終決定してその実施設計の予算を認めたということですから、それは反対された方はご不満もあろうかとは思いますが、議会の意思として決定したわけですから、私はやはりこれはもう従っていただくしかない

いなど。

私も温泉のときには反対はしましたけれども、反対の立場であっても皆さんの多数決でその温泉の設置が決定したときには、私は、もうそれは議会の意思ですからその後その温泉がどうのこうのと言うのはおかしいんじゃないかということも申しあげましたけれども、やはりそういう議会のルールというか、それを議員自身が守っていただかないと、これは堂々めぐりのことになる。ほんで私としては若干心配もあったわけなんで、新しく建てるところに、当初2階は吹き抜けでしたけれども、事務所を2階のほうにつくっていただくということも少し理事者側に修正していただいたわけなんで非常にいい案にまとまったなというふうに思っております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今原田議員が、消防庁舎の問題で特別委員会で論議して議会としては決定したんだということを言われました。ただ、僅差であったこと、それが委員長採決であったことということをまず述べて、あと開発センターの耐震補強の予算が今回出てきたことから考えると、ある意味、これが最後の訴えになるわけですね。今上田議員も自由討議を提案されたように、私はいろいろ考えると、消防庁舎も6億以上かかるんじゃないか。これでも2億2,000万ぐらいかかる。そういうことになると、9億余りものお金を使うんなら開発センターを撤去して新しくしたほうが良いというのは前から言っているとおりであります。

さらに、特に旧松岡地区の住民にしてみれば本庁がなくなるわけです。このことを考えると最新鋭のものにすべきだし、それが松岡地区の住民への、やっぱり安心の伝え方ではないか。特に土地利用の問題というのは消防にとっては非常に大事ですし、今後のことを考えれば、本当にそういう大英断があってもいいんじゃないかと私は思っているところです。だからこそ、こういうところで自由討議に付されたということは非常に意義のあることだと思っています。

○議長（伊藤博夫君） ほかに発言ありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 同じく消防庁舎のことではありますが、今ほどの原田委員長からの話もありましたが、やはりあのときには委員長採決ということでこういう形に、開発センターを耐震化して消防庁舎として利用するということになりました

たが、何人かの議員が言われたとおり、町民にとっては町民の命と財産を守る拠点の施設であります。その施設を、今まで使っていた施設を耐震化して使うというよりは、当然新築をし、ある程度の費用をかけてしっかりしたものをつくる、そしてそこを拠点に生命と財産を守ることが至極当然のことではないかなというふうにして、私は一貫してそういうことを述べさせていただきました。

ぜひこの論議を通じながら、変更できるものであればそうしていただきたいな
と思い、意見を述べさせていただきます。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

9番、多田君。

○9番（多田憲治君） 私は原田議員と同じ考えでございます。

先ほどから庁舎庁舎という、そういう建物ばかりのことを何か言っておりますが、やはりこういう防火というものは、消防署員、消防団のこういう機動力が災害を防ぐことかと思えます。今回も、今言う高規格指令室等も含めて、電話を、受話器を上げればその家がすぐさま把握できてすぐ出動できるとか、そういう機械も設置しておりますので、先ほどから庁舎が庁舎がって言いますが、そういう消防団員、また消防署職員の機動力を十分今後ひとつ見守っていきたいと思
います。

○議長（伊藤博夫君） ほかにございませんか。

14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 消防庁舎に対して、この旧松岡地区から消防署が
なくなるといふ寂しさ、町民、やはり私たちもその思いは
あることは事実でございます。

しかしながら、この消防署について国交省のほうから、たしか国交省だったね、
国交省のほうから福井県の消防署を3つに統合するんだという案が出てきておる
んですね。そうすると、ややもするとこの旧永平寺町から消防署がなくなるとい
うおそれもあるんですね。それをどうしても防止しようじゃないかと。そしてそ
れが目的で我々議会の中で討議して消防特別委員会を結成してここまで取り組ん
できたんでございます。だから一番最初の大きなところから、問題点からやっぱ
りもう一度考えてほしいなというのが私の気持ちでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 先ほどそれぞれの議員のほうから、いかにも特別委員会の

原田委員長が、これ聞きようによっては、何か不十分な審議の上で強引にやったともとれるんですね。テレビ見てて聞いてると。

私は、今度のこの件についても、時間かけ過ぎと言ってもいいくらいさまざまなご意見を聞き、そして設置場所を決め、その中で、中の支所があって、これは消防のほうで何回も何回ももう嫌というほど、鉛筆が、ボールペンがなくなるほど修正をして、それで十分議論をした上で採決をとったと思うんですね。ですからそれぞれの委員の賛成、反対の意見はあったにしても、一旦決まった以上はそれを尊重していきながら、それから事業がスムーズにいったって、町民がもし不安等を感じることがあれば、また我々議会の採決したという重さもあるわけですから、十分町民に理解をできるような、させるような行動も私は必要じゃないかと。だから決して原田委員長が委員長の特権的に決めたということにはしていないということ、このテレビ通じて町民のほうに訴えたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかにないですか。

なければ……、8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） この新消防庁舎及び開発センターの関連工事、そして隣接する永平寺支所関連の工事につきましては、11月26日の全協に提出されております。ここの開発センターをどのように利用していくか、そのための必要な工事、これに関しては、先ほど原田委員長のほうからありましたように、消防統合推進特別委員会、これを数回、何回も繰り返して最終的に、直近であれば9月24日に開かれております。かなり中間報告ということでフロア計画、これも提示されております。その都度、委員会確認をとっております。

話を戻しまして、今大切なのはこの一連の工事をスケジュールどおり行っていくということですから、今回、この関連の工事は来年の平成26年の9月末が納期であるということです。これは厳守しなきゃいけないスケジュールになっております。一連の工事は、次にデジタル無線、指令センターの整備という、こういう工事が控えております。この工事が終わりますと、平成27年度の1月から運用開始ということで先のスケジュールが決まっております。したがって、詳細の工事内容につきましては特別委員会の中で詰めてきております。そして今回の補正予算でこの納期、スケジュール一連の関連工事を終えなきゃいけないということですから、これを最優先でこの事業につきましては推進していかなければいけないと思います。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかになければ。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） いいですか。休憩してもらってもいいですが。

○議長（伊藤博夫君） はい、ほんなら暫時休憩いたします。

（午前10時 分 休憩）

（午前10時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

何かあれば、答弁ひとつお願いしたいと思います。

消防長。

○消防長（竹内貞美君） 今さまざまなお意見頂戴いたしましたが、我々といたしましても特別委員会のほうで皆様に説明もしておりますし、もう一つつけ加えさせていただくのは、開発センターには、これも委員会で何度も申し上げましたけれども、こしの国ケーブル、この試算も出しております。その上で一応決議されたと私どもも思っておりますので、何遍も失礼ですけれども、前向きなお意見は聞かなあかんと思いますけど、バックに対する意見に関しましては、もう私どもも決定していると認識して今実施設計もやっておりますので、そのようにご理解を願いたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 専門職員について、ひとつ理事者側。

松本町長。

○町長（松本文雄君） 今、専門職のお話を、特に建築の関連からということであり
ます。

合併しましてこれまで、定数管理とか人件費の削減とかいろいろなことをしてまいりました。今の議会でも申し上げておりますように、例えば耐震とかいろいろなことがありますので、そういう建築職の専門職員のお話の、いろいろお答えもさせていただいております。

ただ、これからそういう中で非常に複雑な部分もありますし、例えば建築職にしましても、あるいは福祉職員にしましても、それから図書館の司書なんかも少ないなどいろいろなことを思っておりますので、これから相当切り込んだ定数管理をしてまいりましたので、新しい需要に対処できるような体制をこれからはとっていかなければならないと思っております。そういう中で、やはり定数とか、

それから人件費の削減というのは非常に大事なものですから、行財政改革の中でいろいろな取り組みをしていきたいと思っております。

その中でやはりこれから、特に小中学校なんかはずっと続くものですから、今お話しのように建築職の職員を採用するとか、あるいは福祉なんかもいろいろな形になってきておりますので福祉職のそういう職員を採用するとか、身近なところでは図書館の司書が少ないなということも思っておりますので、そういうところを一般事務との兼ね合いでどういう形でこれから職員を、どういうんですか、配置していくかということ十分に考えていきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 以上で自由討議を終結いたします。

これより、日程第1、議案第40号から日程第6、議案第45号までの6件について1件ごとに行います。

日程第1、議案第40号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今回の補正予算幾つかありますが、私は、議案第40号、町の一般会計補正予算のみ反対討論をさせていただきます。

今も話題になっているとおり、今町長の答弁でいろんなこれからの耐震補強等、町の施設の問題や介護職の問題や図書館の司書の問題等については前向きに考えていくという、これについてはいいんですが、やはり開発センターの耐震補強の問題について言いますと、今回が予算上では最後になるのかなと。私はやっぱり消防庁舎の統合で体制強化する、最新のものを入れていくということについて反対するつもりはさらさらございません。ただ、土地の利用問題や庁舎としてどうしたら機能的なものになるかということを見ると、今の開発センターを囲んでL字型で消防庁舎をつくるというのは私はやっぱりいささか不満です。

そういう意味では、開発センターの耐震補強に2億、消防庁舎に6億も7億もということを見ると、開発センターをきちっと整備して永平寺の支所に並列してというんですか、続けて消防庁舎をきちっと確保する、必要な車庫も確保するというふうにやったほうがより機能的になると思うので、この際、それなりの年数を経て住民に親しまれてきた開発センターについては、もしそこを壊して新消防庁舎を建てるとすれば、その3階とか4階を利用するということにして、ぜひそういう建て方にしていけばいいということを見ると、この予算の提案につい

てはやはり反対していきたい。きちっとそういう立場を述べていきたいと思っています。

○議長（伊藤博夫君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 先ほども申しましたけれども、この開発センターの耐震化については、もちろん消防のデジタル無線の期限もありますし、そういった中でぎりぎりの工程の中で一連の流れは進んできております。

今、28年の1月の開所を目指しているというぎりぎりのスケジュールの中で、さきの議会で開発センターの実施設計予算が認められて通って、そして今回、耐震補強工事の実際の予算ですけれども、そういった流れの中で議会がきちんと意思を表明した中で進んできているわけですから、これをとめるということになれば実施設計の予算も全部無駄になりますし、そういうことをしたくないことで特別委員会の中で議決をやったわけなんで、今回の予算というのはその流れに沿ったものだということで妥当と認めたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） ほかに討論はありませんか。

13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 今回の一般会計補正予算の中に、私にはどうしても反対せざるを得ないものが2点あります。一つは旧京都電燈古市変電所外観保存補強工事を含む永平寺口駅前広場整備工事、もう一つは永平寺開発センター耐震補強工事であります。

まず永平寺口駅前広場整備工事ですが、この駅前再開発に一定の意義は感じています。駅前再開発をしなくてもいいとは思っておりません。しかし、今回の一連の計画では、投資額が大きい割には投資効果が極めて弱いと見ています。機能補償道路が開通したことによって、それが改めてはっきりと見えてきました。浮き彫りになってきたと言ってもいい。極端に勝山街道の交通量が減ってきました。そして以前からさまざまな関係者に指摘されてきたように、永平寺口駅の南側と南側を東西に走る幹線道路といかに永平寺口駅周辺をスムーズにつなげるか、密につなげるかという絵も鮮明に描かれてはおりません。もう一つの駅前開発の鍵は、東古市地区そのものの再開発であります。東古市はまだ再開発の潜在力があります。そのスペースがあります。にもかかわらず、この2つの鍵について実行どころか、一考だにしてくれなかった。このままの計画が推進したところでせつかくの大枚の税金が生かされません。「東古市地区はこれでは生まれ変われ

ないと「心配をいたします」、そういう声を地元の方々からもいただいています。

レンガ館もそうであります。文化財としていくことに一定の価値を認めますが、ここまで来るプロセスが実にいただけない。結局はレンガ館内を活用できないというのも残念過ぎます。外観のみを楽しむというのでは、どう考えてみても魅力が半減をいたします。外観保存のための6,000万円の税金の投入はもったいないと言わざるを得ません。

もう一つ、駅前広場整備で残念なのは、元永平寺町役場と目と鼻の位置にありながら、そのことを意識した絵を描けなかったということでもあります。どうして駅前広場と元役場をうまくつなげることができなかったのか。相乗効果を出せるはずでありました。私も以前からそのことについて申し上げてきましたが、聞く耳を持ってはくれなかった。大変残念であります。

もう一つは、永平寺開発センター耐震工事の件であります。

今でも公民館として多くの方々に利用されています。したがって、耐震工事そのものに反対をするわけではないんですが、消防署建設と連動しています。この開発センターを新しくL字型で囲み込むように消防庁舎を建設し、開発センターにも消防署の機能を持たせる計画にはもともと反対をしてきましたけれども、耐震工事をして開発センターの寿命は延びません。42歳になった開発センターをいつまでもたせるのでしょうか。2年後ぐらいに完成されると思われる新庁舎、新消防庁舎よりはるかに早く開発センターを取り壊さなければならないということは明白であります。そのとき、L字型に残った消防庁舎、半分以上機能を失ってしまう消防庁舎をまた建て直ししなければなりません。そんなややこしい計画に賛成はできないのであります。もう1回話を戻していただきたいと思っております。私は若い世代に申しわけなさ過ぎると思っております。

これをもって、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（伊藤博夫君） 賛成者の発言を許します。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第40号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（伊藤博夫君） 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第41号、平成25年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第41号、平成25年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第42号、平成25年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第42号、平成25年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第43号、平成25年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第43号、平成25年度永平寺町

下水道事業特別会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定すること
にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第44号、平成25年度永平寺町農業集落排水事業特別
会計補正予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第44号、平成25年度永平寺町
農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定す
ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第45号、平成25年度永平寺町上水道事業会計補正予
算について討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第45号、平成25年度永平寺町
上水道事業会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第7 議案第46号 永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例の制定について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第7、議案第46号、永平寺町後期高齢者医療に
関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る25年12月3日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

5番、長岡君。

○教育民生常任委員会委員長（長岡千恵子君） 教育民生常任委員会は、去る12月13日、委員会を開催いたしました。委員4名と傍聴3人の出席を求めまして7名で審議させていただきました。

議案第46号、永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたしました。その結果といたしまして、全員一致で承認いたしました。

主な意見としましては特にありませんが、一応理事者側への問い合わせといたしまして、後期高齢者医療での延滞者の状況及び延滞の発生した理由について伺いました。その内容としましては、現在、本町では14人が対象で、いずれも年金生活者で分割して納めているということなので延滞料は加算していないと。なお、また延滞が発生した理由につきましては、借金があったために自分の持っていた不動産を売却したが、そのときに大きな保険料を課せられてしまった人がいたり、売却した土地の代金は借金でなくなってしまう、保険料だけが残ってしまったというふうなお話を伺いました。

そういうことを加味しまして、本委員会といたしましては、全員一致で承認することにいたしました。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第46号、永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長の報告のとおり

り決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第8 議案第47号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定
について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第8、議案第47号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件は、去る平成25年12月3日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

5番、長岡君。

○教育民生常任委員会委員長(長岡千恵子君) 議案第47号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、同じように同日、12月13日、教育民生常任委員会は審議させていただきました。

これについても主な意見はございませんでしたが、議員側から理事者側への質問といたしまして、介護保険料の滞納はどういう状態で発生するのかという質問をさせていただきました。その結果といたしまして、介護保険は、年金から天引きする特別徴収と納付書による普通徴収がある。普通徴収に滞納者がいる。普通徴収は、前倒しで年金を借りている人や年金が少ない生活の苦しい人に多いということで、本町では滞納者が125名で、金額にしまして400万円ほどあるということでした。生活の苦しい人から徴収するということは心苦しい。生活状況を確認して延滞金は徴収していないという答弁をいただいております。

よりまして、当委員会といたしましては、全員一致で承認することにいたしました。

以上です。

○議長(伊藤博夫君) これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第47号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第9 議案第48号 永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第9、議案第48号、永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件は、去る平成25年12月3日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

7番、川治君。

○産業建設常任委員会委員長(川治孝行君) 当委員会は、12月16日午前9時より全委員出席のもと開催をいたしました。

今議会に提案され付託されました議案第48号について慎重に審議いたしましたので、採決の結果を報告いたします。

議案第48号、永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。農業集落排水処理施設条例の第13条は、平成26年4月1日より消費税及び地方消費税率が現在の5%から8%に改正されることによりまして改正するものであります。現条例は消費税を含む料金表ですが、今回は消費税を含まない料金表とし、料金表の合計額に消費税及び地方消費税を加えた使用料として徴収する条例改正であります。

また、第17条は、下水道関係条例との整合により第5項として減免条項を追加するものであり、かつ附則第1条に関しましては、地方税法が平成25年3月30日に改正されたことに伴う延滞金の改正であります。

また、施行日は、第13条関係は平成26年4月1日、また第17条及び附則第1条関係は平成26年の1月1日より施行となります。

採決の結果、議案第48号は全委員の賛成により議決をいたしましたので報告いたします。

○議長（伊藤博夫君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今、委員長報告聞いておまして、消費税の増税に対応するものだという事です。

これまで国は、消費税も含めたいわゆる内税方式で示せということと言って、外税方式でやることは今まではだめだと言ってきたんですね。それは誤解を与えると。それが今回に関しては、ごたごたもありまして外税方式になるというと、僕はちょっと国の言ったのが矛盾するんでないかなと思います。だからそういう意味では、その辺どう考えているのかというのが一つ。

もう一つは、今回、消費税の引き上げの論議の中で生活必需品に対する軽減をどうするかという話が話題になりました。これらもいわゆる玉虫色、どっちともとれる表現になっていますけれども、実は軽減税率というのは消費税導入当時から自民党の一つの方針でもあったんですね。でもできないのは、区分が難しいの一言で先送りされているのが実態なんです。これとか、あと水道料金にも係ってくるので、その辺率直なお考えを、委員長さん、また委員会でどういう論議があったのかも含めて聞かせていただければありがたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○産業建設常任委員会委員長（川治孝行君） 今の質問内容につきましては、委員会の中ではそうした質問はございませんでした。

詳細につきましては、理事者側のほうから説明をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 下水道課長。

○下水道課長（太喜雅美君） 下水道課からお答えさせていただきます。

委員仰せのとおり、消費税は総額表示が、今まではそうでしたが、平成25年10月1日から総額表示でなくてもよろしいということになっております。

それと、今回、条例を上程させていただきましたのは、消費税が5%から8%に上がっても対応できるような条例を改正ということで、率を云々ということの

条例改正ではございません。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今回の農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定の問題ですが、これは消費税導入を前提としたいいわゆる外税方式ということで、消費税が引き上げられるたびに自由にその税率をもとの料金に掛けることで、料金の総額では引き上げが可能になるというものであります。

以前、国は、都合のいいんか悪いんかは知らんのですが、内税方式ということ強制し、それなりにやってきたものを、引き上げの段階、これから8%や10%、さらにその次へという段階ごとに、議会とか、町民への負担増ですから、そういうことなしに決められてしまう料金体系にするというのは問題でありますし、やはり生活必需品の問題については軽減税率の問題もありますが、これらも先送りされている。こんな状況を見ますと、消費税導入の前にこういうことをしてしまうのはまずいと私は思っています。

そういう立場で反対の立場をとっていきます。

○議長（伊藤博夫君） 原案に賛成の発言を許します。

1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 私は産建の委員としても発言したいと思いますが、国の借金が1,000兆を超えるという報告もなされております。その中での消費税が5%から8%、これは来年の4月から施行ということと、その後も税収の問題が上がってくると思います。当然消費税もその後10%までいくのかなという予想もされております。国民の負担もある意味必要かと思えます。そういう意味で、今回の改正はやむを得ないものと理解するものであります。

よって、私は賛成をいたします。

○議長（伊藤博夫君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第48号、永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（伊藤博夫君） 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

5分まで休憩いたします。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時05分 再開)

○議長（伊藤博夫君） (録音切れ)

渡邊議員。

○14番（渡邊善春君） 先ほど私の発言の中で、消防署の問題でございますけれども、国交省という言葉を使いました。間違えまして、総務省に訂正をいたしたいと思っております。おわびして訂正をお願いいたします。

以上でございます。

～日程第10 議案第49号 永平寺町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第10、議案第49号、永平寺町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件は、去る平成25年12月3日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

7番、川治君。

○産業建設常任委員会委員長（川治孝行君） 当委員会は、12月16日午前9時より全委員出席のもと開催をし、今議会に提案され付託されました議案第49号について慎重に審議をいたしましたので、採決の結果を報告いたします。

議案第49号、永平寺町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条

例の制定についてであります。農業集落排水事業分担金徴収条例の第7条は、他の下水道関係条例と整合させるため、第5項に減免の条項を追加するものであります。附則第1条は、議案第48号と同じです。

施行日は、平成26年1月1日より施行となります。

採決の結果、議案第49号は全委員の賛成により議決をいたしました。

以上、報告を終わります。

- 議長（伊藤博夫君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。
討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。
採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第49号、永平寺町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。
よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第11 議案第50号 永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について～

- 議長（伊藤博夫君） 次に、日程第11、議案第50号、永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件は、去る平成25年12月3日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

7番、川治君。

- 産業建設常任委員会委員長（川治孝行君） 当委員会は、12月16日午前9時より全委員出席のもと開催をし、今議会に提案され付託された議案第50号について

て慎重に審議いたしましたので、採決の結果を報告いたします。

議案第50号、永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する目的は、地方税にかかる延滞金の利率を改正する法律の制定に伴いまして、永平寺町特定公共賃貸住宅条例の延滞金利率の改正をするものであります。

改正内容は、地方税法附則第3条の2の規定において、当分の間、延滞金について適用することとなっている特例基準割合の改正に伴い、附則に延滞金の割合の特例を追加するものであります。延滞金の割合の特例内容は、納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間は年7.3%を、改正後は特例基準割合に1%を加えることとなります。2番目に、納期限の翌日から1カ月を経過した場合の年14.6%につきましては、年7.3%に特例基準割合を加えた割合にするものであります。

施行日は、平成26年1月1日より施行となります。

採決の結果、議案第50号は全委員賛成により議決をいたしました。

報告を終わります。

○議長（伊藤博夫君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第50号、永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第12 議案第51号 永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第12、議案第51号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件は、去る平成25年12月3日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

7番、川治君。

○産業建設常任委員会委員長（川治孝行君） 当委員会は、12月16日午前9時より全委員出席のもと開催をし、今議会に提案され付託された議案第51号について慎重に審議をいたしましたので、採決の結果を報告いたします。

議案第51号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。永平寺町下水道条例の第17条第1項は、議案第48号と同様に消費税の改正に伴う使用料関係の改正です。

また、附則第1条も同様に延滞金の改正に伴うものであります。

施行日は、第17条第1項関係は平成26年4月1日、附則第1条関係は平成26年1月1日より施行となります。

採決の結果、議案第51号は全委員の賛成により議決をいたしましたので報告いたします。

○議長（伊藤博夫君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） いわゆるこれも消費税導入を前提とした外税方式にするということでいいんですね。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○産業建設常任委員会委員長（川治孝行君） これ48号と同じでございますので、消費税の改正に伴うものです。

○（ ）君 そのとおりです。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 51号やね。

○議長（伊藤博夫君） はい。

○3番（金元直栄君） 議案が多いのでちょっと勘違いしてました。

この問題についても消費税導入を前提とした外税方式ということに改める内容ですので、私はやっぱり賛成できない立場であります。

特に消費税が引き上げられるたびに自由に引き上げられるんでは、これはたまたまのものではないということです。それがこれからは議会に諮られることもなしに自然に引き上げられるということですね。これはやっぱり認められない。

それに、先ほどの討論でも出ていましたけれども、消費税の引き上げは国の財政も大変だという話もありますが、今でも国は社会保障のためにということを行っているんですが、導入前には法人税の減税が決められたり復興税の前倒しでの廃止が決められ、さらには消費税の増税を見込んだ国土強靱化政策に200兆円以上を使うということを先に決めているんですね。消費税導入前に。それを見込んでの話です。こんなことを聞くたびに、本当に消費税が将来の社会保障のためにという保障は一つもないという意味では非常に問題だということをおきまして、やはり生活必需品にはすぐさま軽減税率の導入も含めて町自身でも考えるべきかと思うところであります。

○議長（伊藤博夫君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 今の案件も先ほどの発言と同じになりますが、やはり国の財政、それから基本的にはそれをもとにした国の施策でございますから、我々としてはそれに反することは基本的にはできないと思っております。

よって、賛成といたします。

○議長（伊藤博夫君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第51号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（伊藤博夫君） 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第13 議案第52号 永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する
条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 日程第13、議案第52号、永平寺町都市計画下水道事業受
益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたし
ます。

本件は、去る平成25年12月3日、産業建設常任委員会に付託されました議
案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出され
ております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

7番、川治君。

○産業建設常任委員会委員長（川治孝行君） 当委員会は、12月16日午前9時よ
り全委員出席のもと開催し、今議会に提案され付託された議案第52号について
慎重に審議をいたしましたので、採決の結果を報告いたします。

議案第52号、永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を
改正する条例の制定についてであります。永平寺町都市計画下水道事業受益者
負担に関する条例の附則第1条は、議案第48号と同じく延滞金の改正に伴うも
のであります。

施行は、平成26年1月1日より施行となります。

採決の結果、議案第52号は全委員の賛成により議決をいたしましたので報告
をいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第52号、永平寺町都市計画下水

道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第14 議案第53号 永平寺町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第14、議案第53号、永平寺町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成25年12月3日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

7番、川治君。

○産業建設常任委員会委員長(川治孝行君) 当委員会は、12月16日午前9時より全委員出席のもと開催し、今議会に提案され付託された議案第53号について慎重に審議いたしましたので、採決の結果を報告いたします。

議案第53号、永平寺町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。永平寺町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例第11条第1項にしましては、都市計画法第75条第4項を準用し、他の下水道関係条例との整合性を保つため、「14.6」を「14.5」に、「7.3」を「7.25」に改正するものであります。

また、附則第1条は、議案第48号と同様に延滞金の改正に伴うものであります。

施行日は、平成26年1月1日より施行となります。

採決の結果、議案第53号は全委員の賛成により議決をいたしましたので報告いたします。

○議長(伊藤博夫君) これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第53号、永平寺町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第15 議案第54号 永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第15、議案第54号、永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成25年12月3日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

7番、川治君。

○産業建設常任委員会委員長（川治孝行君） 当委員会は、12月16日午前9時より全委員出席のもと開催し、今議会に提案され付託された議案第54号について慎重に審議いたしましたので、採決の結果を報告いたします。

議案第54号、永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定についてですが、永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定は、消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）が公布されたことに伴い、平成26年4月1日から消費税率及び地方税率が引き上げられます。また、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が公布されたことに伴い、永平寺町給水条例の規定を改正するものであります。

永平寺町の上水道条例では、これまで料金と加入負担金の5%の税を含んだ金額で表示しておりましたが、今回は外税方式の形で消費税抜きの基本料金を条例

上の表示金額として改正するものであります。

採決の結果、議案第54号は全委員の賛成により議決をいたしましたので報告をいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これも消費税の導入に伴う外税方式にするということではないんですね。

○（ ） 君） そうです。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○産業建設常任委員会委員長（川治孝行君） 今金元議員が言われましたとおり、内税から外税になるということです。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 先ほどから下水道のところでも言っておりますけれども、やっぱり消費税の導入を前提とした外税方式、これですと、消費税が引き上げられるたびに自由に引き上げが可能になると。本来、料金というのは税も含めた内容のところ、やはりみんなで論議して決めるものだと私は思っています。

そういう意味では、消費税の引き上げに伴うこういう外税方式の導入については反対の立場をとっていきます。

○議長（伊藤博夫君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 今ほども話が出ておりますが、外税、内税の話かなと思いますが、いずれにしても、外税であろうと内税であろうと増税は免れないということになりますので、この案件、妥当だと思っております。

よって、賛成いたします。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第54号、永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（伊藤博夫君） 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第16 議案第55号 字の区域の変更について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第16、議案第55号、字の区域の変更についての件を議題とします。

本件は、去る平成25年12月3日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

7番、川治君。

○産業建設常任委員会委員長（川治孝行君） 当委員会は、12月16日午前9時より全委員出席のもと開催し、今議会に提案され付託された議案第55号について慎重に審議をいたしましたので、採決の結果を報告いたします。

議案第55号、字の区域の変更についてであります。字の区域の変更は、団体営土地改良事業（吉野地区）について、去る20年の12月議会におきまして、土地改良法第96条の2の2項の規定に基づき、事業計画の開始について議決をしております。今回、事業の換地処分に伴い、地方自治法260条の第1項の規定に基づき、字の区域の変更をするものであります。

採決の結果、議案第55号は全委員の賛成により議決いたしましたので報告いたします。

○議長（伊藤博夫君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第55号、字の区域の変更についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第17 議案第56号 町道の認定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第17、議案第56号、町道の認定についての件を議題とします。

本件は、去る平成25年12月3日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

7番、川治君。

○産業建設常任委員会委員長（川治孝行君） 当委員会は、12月16日午前9時より全委員出席のもと開催し、今議会に提案され付託された議案第56号について慎重に審議をいたしましたので、採決の結果を報告いたします。

議案第56号、町道の認定についてであります。当町道の認定は、永平寺口駅周辺整備事業における新設道路整備に伴い、道路法第8条第2項の規定による2路線の町道の認定であります。

認定路線は、1は永平寺町東古市区域内、路線名、町道永平寺口駅西線ですが、この路線は永平寺町東古市7字5番の7地先を起点として、同永平寺町東古市10字47番5地先を終点とする区間であります。延長は256.5メートル、幅員4メートルから6.5メートルであります。

また、認定路線2は永平寺町東古市区域内であります。路線名、町道永平寺口駅ロータリー線であります。この路線は、永平寺町東古市10字47番5地先を起点とし、同永平寺町東古市9字85番2地先を終点とするものであります。延長は132.5メートル、幅員7メートルから12メートルであります。

採決の結果、議案第56号は全委員の賛成により議決をいたしましたので報告をいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第56号、町道の認定についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第18 請願第2号 要支援者を介護給付から外すことに反対の意見書提出についての請願～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第18、請願第2号、要支援者を介護予防給付から外すことに反対の意見書提出についての請願の件を議題とします。

本件は、去る平成25年12月3日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

5番、長岡君。

○教育民生常任委員会委員長(長岡千恵子君) 教育民生常任委員会は、去る12月13日午後開催させていただきまして、請願第2号、要支援者を介護予防給付から外すことに反対の意見書提出についての請願について審議いたしました。

主な意見としまして、要支援の人には積極的に介護予防をしないと重度になる可能性が非常に高いと考えられます。介護給付が地域支援事業に移行すると、給付内容が自治体により格差がつくこととなることが予想されます。ますます重度の要介護者が増加するのではないかというふうに考えられます。要介護者の人の増加を防止するためにも必要というふうに考えました。

また、全国町村会でも同様の意見書が提出されているということで、委員全員一致で採択することに決しました。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより委員長の報告に対しての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。請願第2号、要支援者を介護予防給付から外すことに反対の意見書提出についての請願の件を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本請願は採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午前11時 分 休憩）

（午前11時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、長岡君外2名から発議第9号、介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書についての件が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

～追加日程第1 発議第9号 介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書について～

○議長（伊藤博夫君） 追加日程第1、発議第9号、介護保険要支援者への保険給付

の継続を求める意見書についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（清水 満君） 朗読します。

発議第9号

介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成25年12月17日 提出

永平寺町議会議長 伊藤 博夫 様

提出者 永平寺町議会議員 長岡 千恵子

賛成者 永平寺町議会議員 滝波 登喜男

〃 〃 松川 正樹

介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書

厚生労働省は、社会保障審議会介護保険部会において、介護保険で「要支援」と認定された高齢者を保険給付から外し、市町村が実施する「新しい地域支援事業」に移行する方針を示した。この事業は、市町村が地域の実情に応じて行うこととなり、サービス内容は市町村の裁量に任される。しかし、その費用は、一定の上限が設けられる可能性があり、市町村の介護保険財政や高齢者が受けるサービスの内容、小規模な事業所の経営等に悪影響を及ぼしかねない。

要支援のサービスを利用している高齢者は、歩く力が弱く、判断能力が多少落ちている人のほか、脳梗塞で軽い麻痺が残る人たちである。そのため、掃除や買い物などの家事で本人ができない部分を訪問介護員に手伝ってもらいながら日常生活を送っているほか、通所介護では介護予防を目的とした運動に取り組んでいる。また、認知症の人にとっては、初期の段階でしっかりとケアを受けることが重症化の予防となっている。

このように、要支援者を対象とした介護予防事業をしっかりと進めれば、介護が必要な高齢者の増加を抑制することができる。しかし、要支援者を保険給付から外すことにより、高齢者の重症化が進み、介護保険財政の圧迫につながる可能

性が生ずる。

よって、政府においては、要支援者への保険給付を引き続き継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2013年12月 日

福井県永平寺町議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 提案理由の説明を求めます。

5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 提案理由ですが、この内容にも書かれているとおり、要支援の方には介護予防をしないと重度化する可能性が十分に考えられます。重度化することによって、介護保険そのものが圧迫される可能性が、これも十分考えられます。

よって、今回の意見書の提出をさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決します。

発議第9号、介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 分 休憩)

(午前 11 時 分 再開)

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第 19 発議第 8 号 議会広報特別委員会定数の変更について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第 19、発議第 8 号、議会広報特別委員会定数の変更についての件を議題といたします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○事務局長（清水 満君） 朗読します。

発議第 8 号

議会広報特別委員会定数の変更について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第 14 条の規定によって提出します。

平成 25 年 12 月 17 日 提出

永平寺町議会議長 伊藤博夫様

提出者 永平寺町議会議員 渡邊善春

賛成者 永平寺町議会議員 松川正樹

議会広報特別委員会定数の変更に関する決議

次のとおり議会広報特別委員会定数を変更するものとする。

1. 名 称 議会広報特別委員会
2. 委員の定数 7 人

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 提案理由の説明を求めます。

14番、渡邊君。

- 14番（渡邊善春君） 今提案されましたけれども、議会広報特別委員会は現在6名の定員をもって実施しております。議会だよりの作成等において、今後、業務内容をより充実させるため、定数を1名増員し、7名に変更するものでございます。

ご協力のほどをお願いいたします。

- 議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決いたします。

発議第8号、議会広報特別委員会定数の変更についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第8号、議会広報特別委員会定数の変更については可決されました。

暫時休憩いたします。

（午前11時 分 休憩）

（午前11時 分 再開）

- 議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りいたします。

議会広報特別委員会委員の選任についての件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

～追加日程第2 議会広報特別委員会委員の選任について～

○議長（伊藤博夫君） 追加日程第2、議会広報特別委員会委員の選任についての件直ちに議題といたします。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

議会広報特別委員会委員に、7番、川治君、11番、長谷川君を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を議会広報特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

～日程第20 こしの国広域事務組合議会議員の選挙について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第20、こしの国広域事務組合議会議員の選挙についての件を議題とします。

こしの国広域事務組合同約第5条第3項による組合同議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

こしの国広域事務組合同議会議員に、1番、小畑君を指名します。

お諮りいたします。

1番、小畑君をこしの国広域事務組合同議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小畑君がこしの国広域事務組合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいまこしの国広域事務組合議会議員に当選されました小畑君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

～日程第21 閉会中の継続審査の申出～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第21、閉会中の継続審査の申し出についての件を議題といたします。

まず、総務常任委員会の委員長から、目下、委員会において審議中の事件について、お手元に配付いたしました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務常任委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会の委員長から、目下、委員会において審議中の事件につき、お手元に配付いたしました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を継続審査にすることに決定いたしました。

～日程第22 閉会中の継続調査の申出～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第22、閉会中の継続調査の申し出の件を議題といたします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会、温泉利活用特別委員会、消防署統合推進特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しま

した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了しました。

暫時休憩いたします。

(午前11時 分 休憩)

(午前11時 分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、去る12月3日開会以来15日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを心から深く感謝申し上げます。今後とも議会運営につきましても、皆様方の格段なるご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、会期中、その都度指摘されました諸点について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう特にお願ひ申し上げます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第7回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

松本町長。

○町長（松本文雄君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案等につきましては、平成25年度補正予算を初めとする重要案件につきまして、慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜り、まことにありがとうございました。

さて、政府は先週、12日に、消費税増税を実施する経済対策を盛り込んだ総額5兆4,654億円の補正予算を閣議決定いたしました。成長戦略の実現を目指すための経済対策として、子育て支援、少子化対策や安全・安心な社会の実現など、増税後の景気の落ち込みを補い、確実な経済成長につながるよう強く望んでいるところであります。

今後の町政の推進に当たりましては、これまで以上に住民の声をお聞きしながら住民生活の向上を図り、農業、商工業、観光など地域産業に新しい活力を生み出し、町の魅力を高め、活力ある豊かな町を築くため、さらに積極的に町民との対話による行政を進めながら、町民が誇りと将来への希望が持てる永平寺町を新しい時代に向けて発展させてまいります。

道の駅整備を初め、ふるさと創造プロジェクト事業、永平寺門前周辺の観光まちなみ魅力アップ事業など重要な事業につきましては、ご意見をいただきながら完成に向けて着実に整備を進めてまいります。また、平成30年度に開催する福井しあわせ元気国体に向け体制を強化するとともに、広域的でより効果的な行政運営を行い、一層の行財政改革を進めてまいります。

これから大変寒さの厳しい季節を迎えますが、議員各位におかれましては、健康に十分留意され、ご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

（午前11時 分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員